

## 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会（第2回）

### 討議いただきたい事項

○ 地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄） 附則  
(検討)

第25条 政府は、平成29年度末を目指として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による検討を行うに当たっては、総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならない。

論点等	第1回	第2回
① 法律の施行状況 ・機構の経営状況 等	→ 機構ヒアリング	追加資料説明
② 地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完 ・資本市場からの資金調達の状況 ・資本市場からの資金調達の補完状況 等		金融機関ヒアリング
③ 業務の重点化 ・業務の重点化の状況 等	→ 機構ヒアリング	追加資料説明
④ 自主的かつ一体的な経営の確立 ・国の関与のあり方 等	→ 機構ヒアリング	
地方六団体からの意見		地方六団体意見